

裁判例から考える薬剤師の役割－5 薬剤師による疑義照会の意義と医薬連携
○大橋 綾子¹, 平賀 秀明², 秋本 義雄²(¹健栄みずき薬局成田店, ²東邦大薬)

【はじめに】虎ノ門病院事件の裁判判決は、薬剤師の本質的業務を問い直すものであった(判例タイムズ1344号90頁)。同様の裁判例に、医師の過量処方意図を知っていた薬局薬剤師が処方せんのとおりに調剤し、患者に健康被害を与えた事件がある。この事件を基に薬剤師の疑義照会の意義と医薬連携について考察する。

【事件の概要と裁判所の判断】風邪をひいた乳児は乳の飲みが悪いとして日常的に過量処方せんを交付する医師Aのもとに、母親に伴われて風邪気味の乳児Bが受診し、処方せんを受けた。近隣の薬局の薬剤師Cは処方せんどおりに調剤し、医師の服薬指示を確認せずに薬剤を交付し、母親はBにその薬剤を与えたところ、薬剤入りのミルクをよく飲んだ。

Bは薬の副作用により呼吸困難、チアノーゼを発症して入院となり、退院後も体調不良による治療が必要となったことから、両親はAとBに損害賠償を求めた。裁判所は、過量の薬剤によりBに健康被害が生じることが予見できたとして、AとBが連帯して約72万円を支払うことを命じた。(判例時報1746号115頁)

【得られた教訓と考察】この薬剤師は医師の処方意図を理解していたことから、患者から医師の服薬指示を確認し、不十分である場合には処方医の意図に沿った服薬指導により防げた事故であったとも考えられる。しかし、薬剤師が医師に無断で使用量変更を指示したことにより患者に健康被害が発生した場合は、医師との信頼関係を損なうだけでなく、薬剤師単独の法的責任が問われるであろう。薬剤師が患者に適した薬剤、使用量などに処方を変更すべきであると判断した場合、処方医にその必要性和変更案を提示することが疑義照会であり、患者の利益を守るための薬剤師の必須の義務であり、医薬連携の基本であると考えられる。